

◆男女共同参画苦情処理制度のしくみ

- ・セクハラされた！
- ・職場で性別による差別的扱いを受けている。
- ・行政の男女共同参画にかかわる施策に苦情を言いたい など

このようなことで困っていたら、性別にかかわらず「男女共同参画苦情処理委員会」へ申し出ることができます。



◆苦情処理委員会への申出は無料で行えます。プライバシーは守ります。

まずは
受付窓口に
事前相談

- ◇女性の専門調査員が、お話を伺います。
- ◇問題解決にむけ、適切な方法をとともに考えます。
- ◇家族や友人に話せない、警察や裁判所などにも行きにくい場合なども、お気軽にご利用ください。

申込書を提出する

男女共同参画
苦情処理委員会
が開かれます

- ◇申出されたご本人や、関係者（相手方）からのお話を伺います。
- ◇男女共同参画推進の視点から公平・公正に検討します。
- ◇適切、迅速に処理します。

例) 行政の制度に関する申出の場合



- ・調整
- ・あっせん
- ・勧告など

行政機関



例) 企業、個人に関する申出の場合



- ・調整
- ・あっせん
- ・是正の要望など

関係者
(相手方)



解決しなかった場合

裁判等を
希望する場合

一定要件のもと訴訟等の資金を貸し付けることも出来ます。

貸し付けには審査がありますが、一件当たり最高50万円で無利子です。